

平成19年 3月 6日

〒590-0494
京都大学原子炉実験所
助手・小出 裕 章 様

〒177-0041 4-25
蒼天社政治情報センター
代表・石 川 鐵 也



公 開 論 議 書 IX

本日、平成19年2月23日付第585-50-45803-5号配達記録郵便での公開論議書Ⅷに対する小出論(3月5日付)をネットにて拝見しましたが、その内容はこれまで同様の言い訳的な繰り返しであり、常識ある読者を納得させるような意見書ではありませんでした。よって、これまでの要点を整理し、最終論議に入らせていただきます。これまでとは異なる建設的な意見を期待します。

— 記 —

1. 地球温暖化問題について —

地球温暖化は、ある意味で「太陽エネルギーによる弊害」と言えるだろう。この様に説けば、「地球温暖化による異変は人間が引き起こしたものだ」と反論する人々もいるだろう。本件については次項目で説明する。

小出さんは、地球温暖化問題については「日本の政府は自らが議長国として京都議定書を取りまとめましたが、その議定書では2008年～12年における温暖化ガス排出量を1990年に比べて6%削減すると約束しています。ところが、9年たった現在、8%も排出量を増加させています。それは政府が正当な政策の立案・実行をしてこなかったからです。6%減などという生易しいものではなく、50%削減すべきというのが私の主張です」云々と述べられましたが、温室効果ガスの具体的な大幅削減手段については触れられませんでした。

地球温暖化による海面上昇は、海洋国の国土侵食作用をも招いています。こうした状況下において、「原子力発電所を廃止し、その分は石炭、石油等の火力発電所で賄え」とする小出論は、「地球温暖化を加速させるだけ」と言わざるをえません。

2. 太陽エネルギーと原子力発電の類似性について —

小出さんは、「基本的に日本が頼るべきエネルギー源は太陽エネルギーしかありません」と断言されますが、太陽と地球の位置関係が変動したらどうなるだろうか。地球の位置が水星や土星と同位置だったらどうなるのだろうか。「地球が現在的位置にあるからこそ、太陽エネルギーの恩恵はえられる」と言っても過言ではないだろう。

太陽エネルギーは食物連鎖を促す生存エネルギーを提供もするが、晴天が過ぎればどうなるだろうか。作物も育たず、地球規模での砂漠化が進行するはずだ。地球温暖化は人間が引き起こしたものである。「人間の不作為的かつ作為的行為」と断じてよいだろう。

この様に説明すれば、聡明な読者には理解できるはずだ。太陽自体の危険性、原子力発電の危険性。人間による危険性を招く行為。太陽エネルギーと原子力エネルギー、その双方にメリットもあればデメリットもあるのだ。しかし、太陽エネルギーに替わるエネルギー源が確保されなければ、否も応もないのである。地球規模の干ばつ被害が発生し、何万、何十万の人々が死亡しようとも、太陽崇拜は続くのだ。歴史は、そういった事実をも立証済みである。

自然界をコントロールすることは不可能だろうが、原子力発電を安全にコントロールすることは可能である。要は、メリットを如何に活用し、デメリットを縮小できるかだ。経産省も、太陽光発電の普及を優先するように説いているし、「一步、一步、着実に前進している」と認めても良いはずだ。。太陽エネルギーと原子力エネルギー、貧資源国・日本の重要なエネルギー源である。

3. 原子力発電の必要性について —

原子力発電を廃棄するためには、小出さんも認めたように、代替燃料の確保、発電所員の移動、そして多数の企業や自治体、ステークホルダーの利害得失が絡んで容易でない作業が必用となります。それが達成されるまでは原子力は事実として存在してしまいますし、マスコミがそれを認めたとしても何の不思議ありません（小出論）。つまり、現在における原子力発電の必要性は万人が認めるところであり、即刻廃炉は絶対に不可能であります。貧資源国・日本のエネルギー戦略、現状におけるその多様性からいっても「必要不可欠」と言わざるをえません。

4. 核燃料サイクルについて —

貧資源国・日本の現状を鑑み、小出さんの言質（原子力の燃料であるウランなど大変貧弱な資源）をも参考にすれば、資源の再利用（核燃料サイクル）を目指すことは至極当然のことであり、問題点があるならば、関する情報を適切に公開し、科学・技術の進歩によって解決すべきである。

5. 高レベル放射性廃棄物の処理・処分について —

小出さんは、「科学はもちろん一歩ずつ進歩します。しかし、現時点の科学が高レベル放射性廃棄物の処分の安全を保証しないということは事実です（と言いながらも、どこが、どの様に保証されないのかは述べていない）。今後の研究で地層処分よりましな処分方法が見つかる可能性はもちろんあります。今の時点でできる唯一のことは、地上の保管施設で保管することです」と述べながら、「私は、東京電力や関西電力等の電力会社の本社の地下にその施設を作るべきだと主張しています」と断言しました。

その後も、「何かあった時に対処できるから、地層処分より地上保管がよい」と言い続けておりますが、関する問題点には何ら答えぬばかりか、「どこの誰が、地層処分よりましな処分方法とやらを見つけるというのでしょうか」質すと、「私に對してではなく、政府を含め原子力を推進している人たちに対して質問してください」と逃げるあり様です。

また、地上での保管が唯一と主張するその一方で、各電力本社の地下に、「地上保管施設」を作るべきだと主張するようでは、責任を問われない小出さん故の戯言

と認識せざるを得ません。

今から16年程以前、当時、六ヶ所村長だった土田氏は、「高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵を受け入れるに当たり、心配なことがある。幌延での調査、研究施設にいたってはその誘致さえできていない。調査、研究もせずに地層処分の安全性など立証できるはずもない。このままでは、中間貯蔵施設がそのまま最終処分施設に替わる可能性がある。将来を考えたならば、徹底した安全確立のための調査、研究を実施しなければならない。幌延に誘致されないのであれば六ヶ所村が施設を受け入れても良い」などと語り、安全確立のためにはどうすればよいのか、その具体的な手段等についても真剣に検討しておりました。

そうした思いに動かされ、北海道と論議し、幌延周辺市町村と論議し、道内各新聞社と論議し続けたのです。当時の北海道は、「科技庁とは話さない。動燃など論外。議論は蒼天社と行う」といった姿勢でした。そうした中で、問題点を一つひとつ整理し、調査・研究施設の分離で合意に至ったのです。終盤は、「上山町長と二人三脚でレールを敷いた」と言っても過言ではありません。その途端、会議ばかりしていた関係者が我先に走っていった様はみものでした。

土田村長や上山町長、対する小出さん、「責任有る者と責任無き者の違い」と言えばそれまでですが、場当たりの感情論や反対ありき論では何事も解決するものではありません。

札幌地裁は平成11年2月2日、原子力発電に反対するグループが起こした「泊原子力発電所建設・操業差止請求事件」に対し、「さらに原子力発電を続けるのであれば、放射性廃棄物、とりわけ使用済み燃料の再処理過程で生じる高レベル放射性廃棄物の処理問題は、避けては通れない課題である。使用済み燃料の敷地内での一時的貯蔵には、程なく限界が来る。再処理をしたとして、最終的に高レベル放射性廃棄物をどのように処分するのか、中間貯蔵施設や最終処分場がはたして準備できるのかなど、問題は未解決のままである」と結論づけました。私たちも同じ思いから深地層研究施設の一刻も早い建設、その必要性を訴えてきたのです。

もし、当該裁判において、何故、高レベル放射性廃棄物の処理・処分問題が未解決のままなのか。何故、「安全が確立されていないから、研究施設の建設にも反対する」といった本末転倒論が展開されたのか等についても徹底論議されていれば、「問題は未解決のままであるが云々」とその問題点が浮き彫りになったはずだ。

今、私たちに問われていることは、原子力政策の未解決部分を早期解決するために、その具体的な問題点の一つひとつを明らかにしたその上で、客観的な論議を重ねられるか否か、そうではありませんか。

6. 高レベル放射性廃棄物処分場の応募について —

小出さんは、「高レベル廃物埋捨の件では、立地に当たっての都道府県知事及び市町村長の意思確認について、“特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律”に『意見を聞き、これを十分に尊重しなければならない』との規定があります。この規定については、『右規定は“同意を得なければならない”という規定とは異なり当該都道府県知事等の同意を得るということを国の決定についての要件とするものではない』との総理大臣答弁がなされています。仮に都道府県知事が反対しようと処分場は建設されてしまうことになり、ますます地元住民の抵抗が大切です」と述べて

おり、全ての市町村に応募させないように行動すると宣言しているように受け取れますが、こういった対処方こそが、自ら国の専決事項へと誘導する愚行なのです。

原子力発電環境整備機構は、反対派の主張によって組織された（当方は、調査・研究施設の完成を待って立ち上げなければ、名刺配りと広告掲載のみの組織になってしまうと反対）ものであります。平成12年・26名で出発した原環機構も、2年後には49名の職員を有する組織へと成長しました。こうなると、公募でもしようかとなるのかも知れませんか。しかし、その大部分は電力等からの出向者で構成されており、これまでの期間、真剣に対応してきたとは思えません。

国は、「都道府県知事等の同意を得るということを国の決定についての要件とするものではない」としながらも、担当課長は「知事合意がなければ進めない（新聞報道）」と語っています。

当該問題について質された複数の知事は、「調査・選定については国の責任においてなされるべきものと考えております」。「県内に受け入れる考えのないことを議会等の場で表明しております」。「放射性廃棄物対策については、国の所管事項と考えております」。「国民に対し、原子力政策を専管する国の主導により、十分な議論や説明がなされるべきと考えています」。「原子力発電を受け入れている当県としては、公平性の観点からも、原子力発電施設のない自治体が受け入れるべきと考えます」。「原子力に関連した交付金を受領してきた自治体が、廃棄物処分問題にも協力すべきと考えます」と答えているのだ。

さて、応募しようとする市町村、「その多くが応募金目的」と言っても過言ではあるまい。しかし、その行為を本当に批判するだけで良いのだろうか。多数の市町村が応募しないからこそ多額の応募金が支払われるのだ。これもまた、民主社会のシステムといえるのだ。公募に応じる市町村長を選出し、任期中の舵取を任せたのは住民自身である。その首長が応募に応じたからといって、何故、あれほど罵倒できるのか不思議でならない。

一方主権者たる国民はといえば、「不安だ」。「安全性が確立されていない」。「お金で押し付ける」といった感情論をもって応募に反対しているのだ。したがって、「一体何が不安なのですか？安全確立がなされていないのはどの部分ですか？では、どのようにして解決すべきと考えているのですか？」と質しても、その多くの反対論者は「知らない」と答えるのだ。

対して、多くの報道機関は、すべった、ころんだ、といったレベルの事象記事を配信し、“なぜ”“どうして”“ではどうするの”といった読者・視聴者の疑問には答えられずにいる。

お互いに責任をなすり付け合っているこの様な状況下においては、絶対に最良な選択などできるはずもないのだが・・・。

大部分の都道府県は、都道府県内の自治体が、応募の姿勢を示さなければ何らの議論も開始しない。高レベル放射性廃棄物問題など当所においては無関係と考えている。これでは駄目なのです。知識乏しい国民に下駄を預けるのではなく、まず、全国知事会等で都道府県知事自らが国を交えて論じ合い、それを都道府県民に公開すべきではないでしょうか。

互いに責任をなすり合っているこの瞬間においても、高レベル放射性廃棄物は蓄積されていくのです。貴方の見解は如何でしょうか？

7. 公募に対する応募時の対処方について —

小出さんも「協定書」の法的な効力は認めています。その上で、「協定書を結んだ当事者が崩れてしまえば、協定書自体が意味を失うのです。方面の場合は国の厳しい切り崩しにも最後まで集落の結束が崩れなかったために、協定書が意味を持ったに過ぎません」と述べています。

国の厳しい切り崩し云々については事実と異なります（事項で説明）が、自治体の結束が保たれれば、協定書は意味を持つ。そうですね、小出さん。

どのような内容の協定書となるのかは、自治体の器量次第であり、首長の力量次第といえる。大事なことは、首長単独で行うのではなく、住民の代表である議会の理解を得た上で実施することだ。

8. ウラン残土問題の反省点について —

鳥取県方面地区で生じたウラン残土問題は、「旧動燃・人形峠責任者らの不適切な対応が招いた税金の無駄遣い」と断言できる。

小出さんは「方面の場合は国の厳しい切り崩しにも最後まで集落の結束が崩れなかった云々」と述べられておりますが、小出さんが言うような国の厳しい切り崩しなど一切行われておりません。国・動燃が行ったのはお願いであり、相談に外なりませんでした。それでも、「厳しい切り崩しがあった」と言うのであれば、いつ、どこかの誰が、誰のところに行って、何をしたのか、具体的に説明いただきたいものである。

ウラン残土問題が発覚した当初より、掘削した残土の地元処理・保管は世界の慣習（こうした慣習法を順守すればアメリカ先住民の土地に運ばれることもなかった）である事実を証明し、適切に反論していれば、何十億円もの税金を無駄に投入する必要はなかったはずだ。

小出さんは地元の結束を強調するが、その実態は大きく異なると断言される。住民の多くはウラン残土問題の実状を把握しており、騒ぎ立てる本人とは距離をおいているのだ。当該土地売買についても、騒ぎ立てる本人ら住民同士が裁判で争ったものであり、マスコミにも広く知られていることだ（にもかかわらず、報道されなかった）。騒ぎ立てた本人は、何故、「売っていない」と言われた段階で返還しなかったのかなど、騒ぎ立てた本人への疑問は尽きていない。

パフォーマンス好きな片山知事が登場するまでは、国・動燃、鳥取県及び東郷町（現湯梨浜町）は一体であり、鳥取県及び東郷町は、覆土による安全宣言まで行っていた。にもかかわらず、片山知事はそういった事実を反故にし、「残土埋め戻しの穴を掘れば、新しい残土が発生するから許可できない。岡山県に断る必要はないのだから人形峠の事業所に搬入しろ云々」とまくし立てたのだ。

ところが、岡山県の意見を無視しても良いとする根拠を質され、トンネル残土問題等について糾弾されると、それまでは拒否し続けてきた県有地を積極的に提供したのである。

こうした一部事例を列記するだけでも、国の不作為が読み取れると思いますが如何ですか。地元議員は、元防衛庁長官の演説（ウラン残土問題の解決に奔走しました）を聞き、「石川さんは元長官の依頼で動かれていたんですか」と確認に来るといったお笑い話もありました。成功すると、「自分が・・・」多々存在しますね。

小出さんは2月13日の文書で、「放射能のごみを他人の私有地に放置したのが現在の原子力機構です。そのゴミは法的に、放射線の管理を要求される毒物です。土地の所有者がごみを片付けると要求すれば片付ける以外にいかなる選択もないのです」ともっともらしい虚言を述べられました。上記概要からも理解されると思いますが、勝手に置いたわけではありません。

また、小出さんらが「危険だ！危険だ！」と騒ぎ立てる放射線のごみを一体どこが受け入れると言うのでしょうか？小出さんは放射能に汚染されたごみを出さないのでしょうか？そのごみの始末はどうされているのでしょうか？

少し横道にそれましたが、小出さん、貴方たちが必要以上に騒ぎ立てたために、各自治体が受け入れを拒否した事実をどの様に理解されているのでしょうか。他の自治体が「危険だ」と言って裁判までしている残土を好き好んで受け入れる自治体など絶対にありませんよ。貴方が首長でも拒否するでしょうね。誰も被害にあっていないウラン残土でさえこの調子なのですから、高レベル放射性廃棄物にいたっては「絶対に無理」と言わざるを得ません。

その理由は、①国の担当責任者が素人同然であり、反対する人々と議論ができない②担当する原環機構は素人の寄せ集め集団であり、反対する人々と議論ができない③本来、国・事業者と読者・視聴者を結ぶユニオンの役割を担うべき報道機関は、事象報道を優先し、“なぜ、どうして、ではどうすれば”といった解説報道は行っていない(一部を除く)④多くの自治体、国民が我関せずの姿勢でいる⑤反対する人々は、一部扇動者の言質を信じ、感情論を声高に叫んでいるからです。

こういった問題を解決するためには、まず、国の担当者、事業担当者、そして公募に応じる自治体の首長が信念と知識を有しなければなりません。その上で、ユニオンの役割を担う報道機関と是々非々論を展開させる必要があるのです。原環機構のように、「広告を掲載することで国民理解が得られると考えています」などと語るようでは、「国民理解など夢のまた夢」と断言します。

小出さんとの議論を通じ、そういった必要性を認識できる読者が増えてくれれば幸いです。そのためにも、小出さんの建設的な反論を期待します。

以上